

北茨城市浄化槽設置費等の
補助金交付申請について

《 令和 6 年度版 》

北茨城市 生活環境課

〒319-1592 北茨城市磯原町磯原 1630

TEL 0293-43-1111(内線:374)

I. 浄化槽設置費等補助制度の概要

1 補助対象浄化槽

主として居住を目的とした住宅(小規模店舗等を併設したもので、住宅部分の床面積が総床面積の2分の1以上であるものを含む。)に付随し、設置する浄化槽は環境配慮型浄化槽(参照;(一社)浄化槽システム協会「環境配慮型浄化槽適合機種・仕様一覧表」)であること。

2 補助対象地域

次に掲げる区域を除く区域

- (1) 下水道処理区域及び漁業集落排水処理施設の処理区域
- (2) 下水道事業計画区域(旧:事業認可区域)内でおおむね7年以内に整備が見込まれる区域
- (3) 下水道計画区域内((2)の区域を除く。)でおおむね7年以内に整備が見込まれる区域
- (4) 住宅団地内に処理施設を有し、雑排水を処理している区域

3 補助対象外の者

- (1) 建築基準法第6条第1項に基づく確認申請、浄化槽法(以下「法」という。)第5条第1項に基づく設置の届出を行わずに浄化槽を設置する者
- (2) 販売、賃貸、別荘等の目的で処理施設付き住宅等を建築する者
- (3) 土地、住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
- (4) 既に浄化槽を設置した者で、新たに浄化槽を設置又は更新若しくは改築する者(災害に伴い必要となった家屋の新築、改築又は増築に伴う浄化槽の設置若しくは更新を行う者および浄化槽を設置してから30年を経過した家屋の新築、改築又は増築に伴う浄化槽の設置若しくは更新を行う者を除く。)
- (5) 市税等を滞納している者

4 補助金額

(1) 浄化槽設置費補助金

浄化槽の区分	補助金額
5人槽	294,000円
6~7人槽	342,000円
8~10人槽	459,000円

※処理対象人員が10人以下の浄化槽が補助対象となります。

ただし、店舗兼住宅等で住宅部分の対象人員が10人以下でも、設置する浄化槽が11人槽以上の場合は補助対象外となります。

(2) 単独処理浄化槽撤去費補助金 120,000 円

※(1)の補助を受けて浄化槽を設置するにあたり、埋設された単独処理浄化槽を掘り出し、産業廃棄物として適正に処分する場合に限り補助対象となります。ただし、申請時点で既に撤去されているもの、新築・改築又は増築に伴うものは補助対象外となります。

(3) くみ取り便槽撤去費補助金 90,000 円

※(1)の補助を受けて浄化槽を設置するにあたり、埋設されたくみ取り便槽を掘り出し、産業廃棄物として適正に処分する場合に限り補助対象となります。ただし、申請時点で既に撤去されているもの、新築・改築又は増築に伴うものは補助対象外となります。

(4) 宅内配管工事費補助金 300,000 円

※(1)の補助を受けて浄化槽を設置するにあたり、単独処理浄化槽又はくみ取り便槽(以下「単独処理浄化槽等」という。)からの転換に伴う宅内配管工事を行う場合に限り補助対象となります。

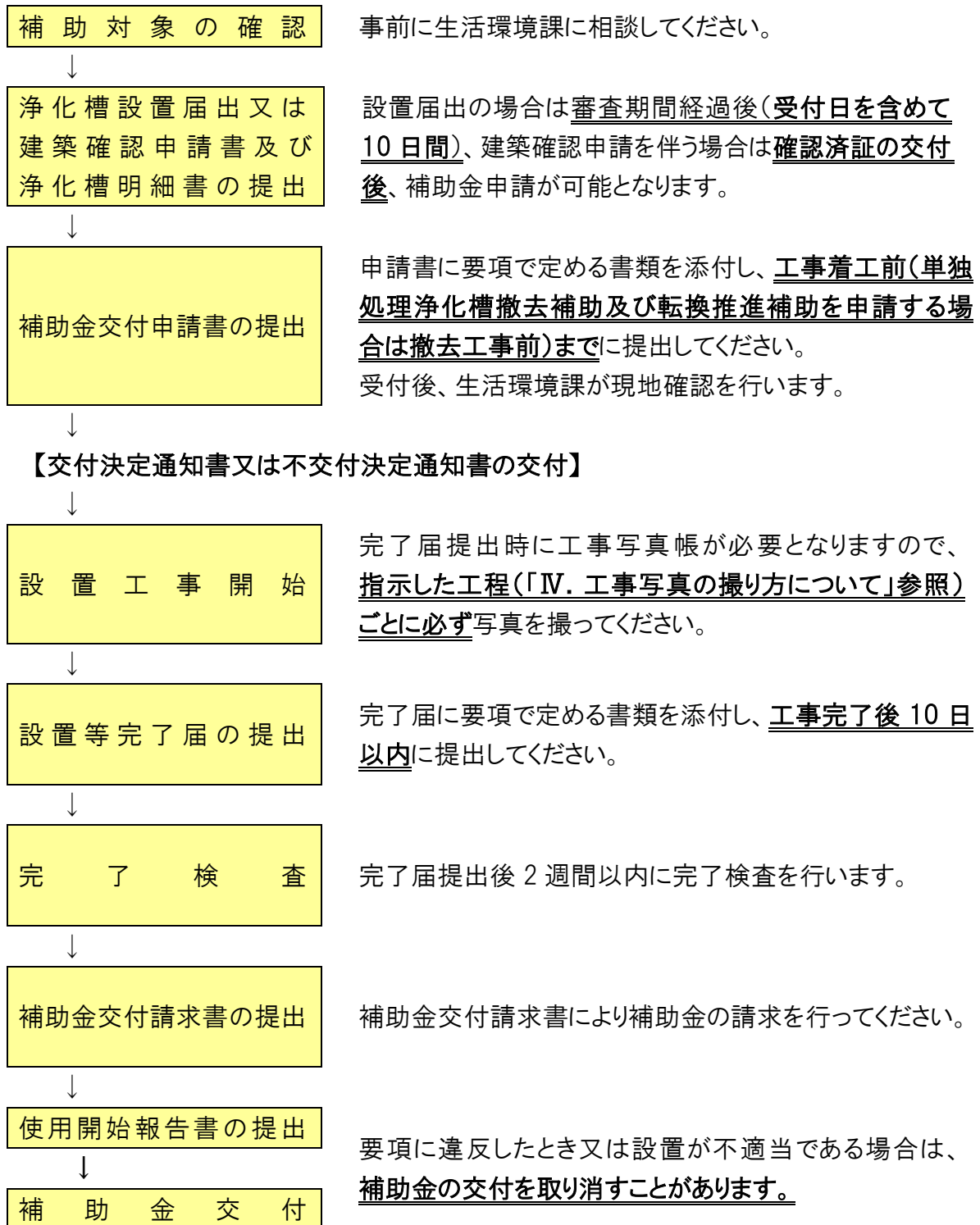
ただし、申請時点で既に撤去されているもの、新築・改築又は増築に伴うものは補助対象外となります。

なお、埋設された配管は産業廃棄物として適正に処分を行ってください。

《 注 意 事 項 》

- ① 補助金を交付する順番は、申請書類が全て揃い、生活環境課で受付を行った順番とします。
- ② 同一世帯の者の申請は、1基のみとします。

Ⅱ. 補助申請手続きフロー



《 注 意 事 項 》

- ① 浄化槽設置工事は、必ず茨城県知事の登録又は許可を受けた浄化槽工事業者が行うこと。
- ② 浄化槽設置工事は、補助金交付決定通知書の交付後に行うこと。
- ③ 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、直ちに生活環境課へ連絡をすること。
- ④ 申請の内容を変更するとき又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書を提出すること。

Ⅲ. 申請書類について

1 書類作成に当たっての留意事項

- ① 申請者名・住所等については、必ず申請者本人が自署してください。
 - ※ 浄化槽設置費等補助金交付請求書については、押印してください。
 - ※ 工事業者が申請書を作成する場合においても、書類の内容を申請者に説明した上で、申請者本人が自署してください。
- ② 記載内容の訂正は、訂正箇所を二重線で消し、その上に印鑑を押印してください。

2 交付申請について

浄化槽設置費等補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添付して提出してください。

- ① 付近案内図及び工事略図
 - ※ 工事略図は浄化槽及び建築物の配置図、排水配管図並びに建物の平面図（全ての階）が記載されているものを添付してください。
- ② 設置費見積書の写し
 - ※ 見積りの対象は、浄化槽に流入する直前の升以降とします。
- ③ 単独処理浄化槽等撤去費および宅内配管工事費見積書の写し
 - ※ 浄化槽設置費補助金以外を申請する場合に限る。
- ④ 工事請負契約書の写し
 - ※ 申請者、工事業者、浄化槽設置場所、浄化槽設置工事請負金額、浄化槽設備士が記入されていること。
- ⑤ 浄化槽登録証の写し、登録浄化槽管理票（C票）、保証登録証（市町村用）
- ⑥ 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は浄化槽明細書及び確認済証の写し
- ⑦ 土地等の賃貸借契約書の写し及び賃貸人の承諾書 ※土地等を借りている者のみ
- ⑧ 市税の滞納がない旨の証明書 ※申請日から一ヶ月前までの間に取得したもの
- ⑨ 現況の配管詳細図及び単独処理浄化槽等の配置図
 - ※ 現況写真がある場合は添付すること。
- ⑩ 単独処理浄化槽等の撤去計画を示した書類
 - ※ 浄化槽等清掃業者、撤去工事業者、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処理業者が記載されているものとする。
- ⑪ 確約書および誓約書 ※必ず申請者本人が自署してください。

《 注 意 事 項 》

- ① ⑨、⑩は単独処理浄化槽等を撤去する場合に限る。
- ② ポンプ設備を設置する場合は、ポンプ設備の仕様書を添付すること。
- ③ 底盤コンクリート板（PC盤）を使用する場合は、必ず設置する浄化槽に適合するものを使用し、申請書にその仕様書を添付すること。
- ④ 浄化槽工事業者届出書又は登録書及び浄化槽設備士免状を添付すること。
 - ※ 工事業者において年度最初の申請時及び工事業の登録が変更になった時に提出すること。

3 申請内容に変更が生じた場合

申請内容を変更する場合(補助事業の中止又は廃止も含む)は、生活環境課に事前相談の上、変更承認申請書(様式第4号)に変更内容を示す書類を添付し、提出してください。

4 完了届について

浄化槽設置等完了届(様式第5号)に次の書類を添付して提出してください。

- ① 設置費明細書の写し及び領収書の写し
- ② 単独処理浄化槽等撤去費明細書の写し及び領収書の写し
※単独処理浄化槽等撤去費補助金を申請する場合に限る。
- ③ 宅内配管工事費明細書の写し及び領収書の写し
※宅内配管工事費補助金を申請する場合に限る。
- ④ 法第7条第1項の規定による検査に係る手数料の払込証明書の写し
- ⑤ 法第10条第1項の規定による浄化槽の保守点検及び清掃並びに法第11条第1項の規定による検査に係る業者との委託契約書の写し
- ⑥ 工事写真
※「IV. 工事写真の撮り方について」にて指示した工程の写真
単独処理浄化槽等を撤去する場合は撤去工事写真、宅内配管工事する場合は宅内配管工事写真についても添付すること。
- ⑦ 産業廃棄物管理票(E票)の写し
※浄化槽等本体(廃プラスチック)及び上部スラブ(コンクリートがら)を処分していることが確認できるもの。
単独処理浄化槽等および配管を撤去する場合に限る。
- ⑧ 浄化槽設置工事施工状況チェックリスト

IV. 工事写真の撮り方について

1 浄化槽設置工事

【写真 1】 浄化槽設備士が実地に監督していることを証する写真

※浄化槽設備士が、正面を向いて、浄化槽工事業者登録票又は浄化槽工事業者届出済票を掲げ、背景に工事を行う場所(設置予定地)の周辺状況(地面、家屋等)が分かる写真。

なお、標識板の記載事項が判読できることが望ましい。

【写真 2】 掘削の状況を示す(縦・横・高さが確認できる)写真

※地盤が岩盤の場合はその事が確認できる写真

【写真 3】 砕石基礎(支持地盤が悪い場合は栗石地業)の状況を示す写真

【写真 4】 砕石のつき固めの状況を示す写真

【写真 5】 底盤完了の状況を示す写真

【写真 6】 基礎砕石の厚み(100 mm以上)が確認できる写真

【写真 7】 捨てコンクリートの厚み(50 mm以上)が確認できる写真

【写真 8】 底盤型枠・配筋(D-10-200@、スパーサー等の使用) が確認できる写真

【写真 9】 底盤コンクリートの厚み(100 mm以上)が確認できる写真

※底盤コンクリート板(PC盤)を使用する場合は設計基準強度 18N/m²以上とする。

【写真10】 底盤コンクリート完了の状況を示す(養生の確認ができ、寸法がわかる)写真

※底盤コンクリート板(PC盤)を使用する場合も同様とし、設置完了後の写真を添付すること。

【写真11】 設置する浄化槽本体が確認できる写真 ※型式が確認できるものが望ましい。

【写真12】 浄化槽据付けの状況を示す写真

【写真13】 水張りの状況を示す写真

【写真14】 埋戻し・水じめの状況を示す写真

【写真15】 埋戻し完了・つき固め(転圧)の状況を示す写真

【写真16】 上部スラブ配筋状況が確認できる写真

【写真17】 上部スラブ完了の状況を示す(縦・横・高さが確認できる)写真

【写真18】 かさ上げ高(300 mm以下)が確認できる写真

【写真19】 竣工写真

【写真20】 設置したブロワの写真

※浄化槽設置場所と同じ場所であることが確認できること。

【写真21】 設置したブロワの型式・製造番号・消費電力等が確認できる写真

※判読できること。ブロワの側面に貼られているシール等の写真。

【写真22】 設置したポンプ設備の写真

※ポンプが2台設置されていることが確認できる写真。
ポンプを設置する場合に限る。

※【写真 3】～【写真10】について、地下水位が高い場合は、かま場を設けて水中ポンプにて排水してから写真を撮影してください。

2 単独処理浄化槽等撤去工事

【写真 1】 単独処理浄化槽等の撤去前写真

※申請物件に埋設されている単独処理浄化槽等であることが確認できるもの。

【写真 2】 上部スラブ破砕後の写真

【写真 3】 浄化槽等清掃業者が汚泥引抜きを行っていることが確認できる写真

【写真 4】 掘り出した単独処理浄化槽等の全体写真

※原型を留めていなくても可。破片の場合は全量が確認できるもの。

【写真 5】 単独処理浄化槽等の掘り出しが完了したことが確認できる写真

※埋設場所に単独処理浄化槽等の残留物が無いことが確認できるもの。

【写真 6】 埋め戻し後の写真(同じ場所に浄化槽を設置する場合は不要)

3 宅内配管工事

【写真 1】 工事施工前状況写真

【写真 2】 旧排水管・排水柵の撤去状況写真

【写真 3】 排水管・排水柵の埋設完了写真

《 注 意 事 項 》

① 必ず上記の写真を撮影すること。

写真が不足している、不鮮明である、必要な箇所が写っていない場合は、補助金を交付できません。

② 工事写真は、別添「浄化槽設置工事写真帳」に従い作成すること。

V. 施工上の注意

1 浄化槽工事を行うにあたって

- (1) 浄化槽工事を行うときは、必ず浄化槽設備士が実地に監督するか、又は、浄化槽設備士が自ら浄化槽工事を行ってください。
- (2) 「浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令」の基準及び屎尿浄化槽の構造基準に従って施工してください。

2 升の設置について

- (1) 升は、全てインバート升とし、雨水等が入らないよう密閉できる蓋を使用してください。
- (2) 管の起点、各排水が屋外に出た所、合流点、屈曲点(45度以上の屈曲点、落差のある所)及び一定間隔(管径の120倍以下の間隔)ごとに適切な升を設置してください。
- (3) トラップのない排水管の場合は、トラップ升を設置してください。
ただし、下記の事項に注意してください。

- ア 二重トラップとならないこと。
- イ 臭気、衛生害虫等の移動を有効に防止できること。
- ウ 汚物等が沈殿しない構造とすること。
- エ 容易に掃除ができること。

3 流入管きよ及び放流管きよについて

- (1) 勾配は、100分の2以上～100分の10未満としてください。
- (2) やむを得ず埋設深さを浅くする場合及び露出配管とする場合は、管が損傷を受けないように適切な防護を行ってください。

4 基礎地業について

- (1) 所定の深さまで掘り終わったら、碎石基礎を施し、その上に捨てコンクリートを打設後、配筋された底盤コンクリートを水平に打設してください。
- (2) 工期短縮等の理由で、底盤コンクリート板(PC盤)を使用する場合においても、捨てコンクリートを打設し、現場打ちと同等の強度及び水平を保った施工とすること。
また、必ず設置する浄化槽に適合するものを使用し、申請書にその仕様書を添付すること。
- (3) 支持地盤が悪い場合は、栗石地業を行ってください。
- (4) 地盤が岩盤であり、かつ、地盤の支持が十分に得られる場合は、岩着基礎として、碎石基礎を省略することができます。

※捨てコンクリートは省略できません。

なお、この場合は、岩盤であることが確認できる写真を添付してください。

- (5) 深く掘りすぎた場合には、捨てコンクリートを厚くして調整してください。
- (6) 配筋にはスペーサー(碎石でなく底盤コンクリートと同じ強度のブロック等)を使用し、適正なかぶりを確保してください。

《基礎地業の仕様》

砕 石 の 厚 さ		100mm以上
捨 てコンクリートの厚さ		50mm以上
底盤 コンクリート	コンクリートの厚さ	100mm以上
	配筋【単位：mm】 D；異形鉄筋 @；鉄筋中心間隔	D10-@200 (シングル) スペーサー等を使用。
	設計基準強度	18N/m ² 以上
	スランプ範囲	18cm以下

※コンクリートは、所要の強度になるまで適切に養生してください。

6 上部スラブについて

- (1) 上部スラブは、維持管理作業等を考慮し、必ずコンクリートの叩きを打設してください。ただし、埋め戻し、土の突き固めが十分に行われ、地盤が安定したことを確認してから施工してください。
- (2) 上部スラブは原則として、地盤面より3cm以上高くするなど、雨水の流入防止策を講じ、上部スラブコンクリート上の雨水がどちら側に流れるかを関係者と打合せの上、表面に勾配(水勾配)をつけてください。
なお、上部の利用状況(車庫、駐車場等)によっては、上部スラブと基礎の間に支柱をたてる等の対策を講じ、荷重が直接浄化槽本体にかからないようにしてください。
※強度評価（（財）日本建築センター）を受けた浄化槽で、補強工事を省略できる場合があります。

《上部スラブの鉄筋及びコンクリートの仕様》

配 筋	D10-@200(シングル)
コンクリートの厚さ	80mm～150mm前後

7 かさ上げについて

- (1) 維持管理が容易に行えるように、かさ上げの高さは30cm以内にしてください。
やむを得ず30cm以上となる場合は、ピット構造等の対策をしてください。
- (2) ピットは、維持管理が容易に行えるよう、浄化槽周囲に空間に余裕をもって設け、ピットの上面には、縞鋼板等で蓋をする構造としてください。
また、ピット内には水抜き用の排水パイプを設けてください。

8 その他

- (1) 流入管には、給湯器(エコキュート等)及びエアコンのドレン(水抜き管)、外流しを接続しないようにしてください。
- (2) 放流管は、排水溝より雨水が浄化槽へ逆流しない位置に配置してください。
- (3) プロワの基礎は、建物と直接つながないでください。
- (4) 排気管を設ける場合は、所定の位置まで横引き管で延ばし、立上がり管は軒上 1m まで上げ、できるだけ臭気の問題が起こらないようにしてください。
- (5) 工事は、必ず設計書・仕様書等関係書類を確認してから始めてください。
- (6) 埋設された単独処理浄化槽等を撤去する場合は、全て掘り出し、産業廃棄物として適正に処分してください。

※適正に処理されない場合は、補助金を交付できません。